

新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書 に対する市長意見

1 事業計画について

事業実施区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法に指定する瀬戸内海に位置するため、長期的、総合的な観点から、可能な限り浚渫土砂の減量化、広域的な視野も含めた有効活用等に努めること。

また、本準備書では、関門航路、北九州港及び苅田港からの土砂発生量が示されているが、苅田港からの土砂受入によって当海域全体での海面消失面積が小さくなり、環境影響も少なくなることについて、より具体的かつ定量的に環境影響評価書（以下、「評価書」という。）に記載すること。

2 騒音に係る環境影響評価について

本準備書では、建設作業中に発生する騒音については、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）の予測を行い、住宅地において環境基準との比較を行っているが、建設作業騒音は時間変動が大きいと予想されるため、変動騒音レベル（ L_{A5} ）の予測評価を追加し、その結果に応じて追加の環境保全措置を検討すること。

3 動物・植物・生態系に係る環境影響評価について

（1）生物に配慮した護岸形状等について

環境保全措置として、新たに出現する護岸等が付着生物の着床基盤となるよう、環境配慮型構造物の設置を検討することとしているが、藻場創出に関する先行事例の調査及び期待される効果の検討等を行い、計画をより具体化するとともに、その内容を評価書に記載すること。

（2）生物固有の生活史及び生態系の食物連鎖を踏まえた予測評価について

選定した重要種・注目種について、各生活史において必要な生息環境の保全や生態系における食物連鎖の視点が重要であることから、当該種毎の生活史と生息及び採餌環境の変化等を踏まえて多角的に予測評価を行うこと。

(3) 曾根干潟に関する環境影響評価について

ア 干潟に生息する生物にとっては、底質表層の砂分、シルト分等の組成が生息環境として非常に重要であることから、「表層の粒度組成変化」を可能な限り定量的に予測するとともに、本準備書に記載された影響要因である「潮流変化」、「地形変化」、「水質及び底質変化」に追加して多角的に予測評価を行うこと。その結果に応じて、事後調査を行うことを検討すること。

イ 各工事段階の護岸形状毎に行った環境影響評価や事業着手後に行う環境監視及び事後調査の結果により、曾根干潟及び周辺海域への環境影響が回避又は低減される場合や、干潟の底質環境の向上等が見込まれる場合には、ダンプングポケット用仮護岸等を追加で環境保全措置に位置付けることを検討すること。